

論点に対する回答

分野	行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について（戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等）
省庁名	法務省
<p>別添「規制改革推進会議デジタルワーキンググループにおける戸籍謄抄本の請求等に係る現状認識等」を踏まえた上で、以下の論点について回答されたい。</p> <p>また、回答された今後の取組については、「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」で決定された「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」における基本計画等に反映されたい。</p>	
<p>論点 1 法務省におけるデジタル化の推進体制について</p> <p>【論点 1-①】</p> <p>「第9回デジタルガバメントワーキング・グループ（令和3年3月30日）」以降、「法務省情報化推進会議」において、どのような対応が行われたのか。具体的にご説明願いたい。</p> <p>【論点 1-②】</p> <p>「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」において「法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、（中略）デジタル化を強かに推進する観点から、（中略）、デジタル化を推進する体制を構築する。」が決定されたことを踏まえた取組について、具体的にご説明願いたい。</p> <p>【論点 1-③】</p> <p>戸籍の記載事項は、ベースレジストリにも指定されており、関連する手続のデジタル化が強く求められると考えられる。「法務省情報化推進会議」等において、戸籍謄抄本の請求・交付、届出分野のデジタル化を進める観点から、どのような検討が行われたか（事務次官がどのようにリーダーシップを発揮したかを含む）、具体的にご説明願いたい。</p>	

【回答 1－①】

本年 7 月に、事務次官、官房長及び各局部課の長が参加し、「法務省情報化推進会議」を開催し、以下のとおり対応した。

- 1 政府におけるデジタル化推進体制の現状について共有した。
- 2 法務省におけるデジタル化推進体制強化の必要性を認識共有するために、以下の内容を説明するなどした。
 - (1) 規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループにおける御指摘及び規制改革実施計画での御指摘の内容
 - (2) 法務省における利用者目線でのデジタル化の必要性の把握のため
 - 在留申請オンラインシステム利用の実演及び同システムについてのアンケート結果の共有
 - 登記・供託オンライン申請システム利用の実演
- 3 法務省全体のデジタル化を強力に推進することの必要性について認識の共有を行うとともに、推進するための以下の今後の対応方針を合意した。
 - (1) 官房秘書課において、最新のデジタル技術の知見等を共有する。
 - (2) 各局部課において、利用者の目線に立ってこれに対するニーズを把握するなど、政府方針に沿ってデジタル化施策・情報システムの整備に取り組むとともに、その進捗状況や知見等を法務省内で共有する。
 - (3) 本会議において、上記を踏まえ、情報化に関する法務省の方針及び政策の決定等を行う。
 - (4) 本会議の開催に先立ち、PMOの構成の筆頭に、サイバーセキュリティ・情報化審議官を追加し、PMOの開催や省内の情報システムの業務について統括する体制の整備に関する必要な事項の決定をサイバーセキュリティ・情報化審議官が行うべく内規の改定を行ったことの共有。
 - (5) 本会議の下、サイバーセキュリティ・情報化審議官が議長を務め、各局部課の総務課長等及び実務者が参加する協議・情報共有の場を設定することにより、法務省における横串の連携を更に強め、サイバーセキュリティ・情報化審議官による各情報システムの状況に関する一元的把握のための体制の整備。
- 4 本年 3 月まで、法務省担当の政府 CIO 補佐官を務めていただいた南波幸雄氏を講師として迎え、「CIO 補佐官 14 年を振り返って－法務省は DX

にどう向き合い対処していくか」をテーマとした講演を行っていただき、法務省におけるデジタル化推進についての課題等を御指摘いただいた。

【回答 1－②】

〈「法務省情報化推進会議」における取組〉

【回答 1－①】のとおり、本年 7 月に開催した「法務省情報化推進会議」において、法務省におけるデジタル化推進体制の強化に向けた今後の対応方針について決定を行った。

〈デジタル化・情報システム整備の遂行を統括するための体制整備〉

令和 4 年度予算において法務省におけるデジタル化・情報システム整備の遂行を統括する司令塔機能を強化するための体制整備の一環として、これらの事務を担う大臣官房秘書課政策立案・情報管理室の情報政策担当官の増員要求を盛り込んでいる。

〈利用者の声を聞く体制の整備〉

各施策を担当する部署が個別に各情報システムについての利用者のニーズを把握するだけでなく、省全体で、法務省所管のデジタル化施策や情報システムについてのニーズを横断的・統括的に把握し、特定のシステムに対する利用者のニーズを他のシステムの構築にも反映できる体制を整備するため、上記のとおり大臣官房秘書課政策立案・情報管理室の情報政策担当官の増員要求を行っている。

また、法務省所管のデジタル化施策や情報システムについてのニーズを横断的・統括的に把握するために必要な経費を、令和 4 年度予算概算要求に盛り込んでいる。

〈民間人材の登用〉

デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、PMO 及び P J M O に対する技術的・専門的観点からの必要な支援・助言等を行い、PMO と協力し、各府省における I T ガバナンスの強化の支援・助言等を行う「デジタル統括アドバイザー」を本年 9 月から 1 名新たに採用した。

また、新たに民間のデジタル人材を採用するために必要な経費を令和 4 年度予算概算要求に盛り込んでいる。このデジタル人材には、担当するシステムにつき、各システム所管局部課等の行政官と協働しながら知見を相互

に共有するとともに、情報システムのニーズ発生段階から運用段階まで一貫して深く関与していただき、システム化が求められる業務の要件を整理して仕様に落とし込んだり、システム構築・整備を受託した事業者に対し技術的にコミュニケーションを取ることで、より利用者目線に立ったサービスを開発できるようなマネジメント等を実施したりしていただくことを想定している。

【論点 1－③】

本年 7 月に開催した「法務省情報化推進会議」においては、戸籍謄抄本の請求・交付、届出分野のデジタル化を含めた国民目線でのオンライン化やキャッシュレス化の推進などの課題に対する取組を強力に推進するために、省全体のデジタル化推進体制を強化する必要があるとの認識を出席者一同で確認した。

そして、戸籍謄抄本の請求・交付、届出分野のデジタル化については、事務次官のリーダーシップの下、PMOにおいて、CIO補佐官からの知見も得つつ、担当PJMOと協議を重ね、オンライン利用率向上等に向けた検討を行うなどしている。

また、戸籍情報の連携のための関係省庁との協議、例えば、旅券発給手続に関する外務省や内閣官房番号制度推進室との協議や年金手続などの社会保障手続に関する厚生労働省との協議などに当たって相談を受けるなどしている。

さらに、戸籍事務におけるマイナンバー制度の利活用を推進するべく、①マイナンバーの提供等による戸籍謄抄本の添付省略並びに②戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略及び本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の発行を実現するために必要な経費を令和 4 年度予算概算要求に盛り込んでいる。

論点 2 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組について

【論点 2－①】

現在、検討・策定を進めている基本計画等について、可能な範囲で、具体的内容をご説明願いたい。なお、目標については、狭い意味でのオンライン利用率に留まらず、コンビニ交付や情報連携により戸籍謄抄本等の添付が不要となる件数も考慮したものとすべきである。

【回答 2－①】

国民の利便性を高めるためには、オンライン請求の利便性を高める方法と、そもそも戸籍証明書の取得及び提出を不要とすることにより国民の各種申請に伴う負担を軽減する方法とが考えられる。

当局は、国民目線で利便性を高めるために、令和 5 年度中に戸籍情報連携システムを構築・稼働させることを予定している。これにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、そもそも戸籍証明書を取得する場面が減少することとなる。その結果、全ての市区町村の住民がその恩恵を受けることができることとなる。

オンライン利用率の目標設定については、御指摘を踏まえつつ、検討してまいりたい。

論点 3 オンライン請求及びコンビニ請求の推進について

【論点 3－①】

コロナ禍を踏まえて書面・押印・対面の見直しが進められる中におけるオンライン請求及びコンビニ請求に関する国民のニーズについて、可能な限り定量的にお示し願いたい。

【論点 3－②】

戸籍謄抄本をオンライン請求もしくはコンビニ請求できる自治体数は人口カバー率でどの程度か、定量的にお示し願いたい。

【論点 3－③】

平成 29 年時点においてもオンライン請求及びコンビニ請求に対する一定のニーズが示されているが、オンライン請求やコンビニ請求を導入する自治体数が現況に止まる要因をどのように考えているか、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－④】

論点 3－③を把握するため、どのような取組を行ったのか、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑤】

論点 3－③について、具体的な把握ができていないとすれば、「デジタル社会の基盤となる制度を所管する省」としての取組が十分とは言えないと考えるが、法務省としての見解をお示し願いたい。

【論点 3－⑥】

オンライン請求やコンビニ請求を実現した自治体においても、必ずしも、オンライン請求やコンビニ請求の利用状況はそれほど多くないが、その要因をどのように考えているか、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑦】

論点 3－⑥を把握するため、どのような取組を行ったのか、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑧】

論点 3－⑥について、具体的な把握ができていないとすれば、「デジタル社会の基盤となる制度を所管する省」としての取組が十分とは言えないと考えるが、法務省としての見解をお示し願いたい。

【論点 3－⑨】

オンライン請求システムを提供しているグラファージャからは、デジタル手続法により、戸籍のオンライン請求が制度上可能となっている旨を把握していない自治体職員もいるとの課題が示されている。オンライン請求が可能であること等について、自治体への周知徹底が不十分であると考え、法務省としての見解及び今後の対応についてお示し願いたい。

【論点 3－⑩】

単に周知徹底を図るだけでなく、自治体がオンライン化を進めるよう、最新のデジタル技術によるオンライン請求を導入している自治体の取組（導入によって解決できた課題や、市民への周知方法等）を広く横展開すべきと考えるが、法務省の見解及び今後の対応についてお示し願いたい。

【論点 3－⑪】

オンライン請求システムを提供しているグラファー社からは、法務省が整備している「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」について、最新のデジタル技術を踏まえた改訂が必要との課題が示されている。法務省が整備している「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」については、最新のデジタル技術や、自治体における実際の運用状況等も踏まえ、不断の見直しが必要であり、ベンダーや自治体関係者等と定期的に意見交換をして課題や対応策を検討することが不可欠と考えるが、法務省の取組について、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑫】

一部の自治体からは、申請部分が電子化されても、戸籍情報を管理する内部システムと連動していないことから人による筆頭者等の審査・補正が必要、また、戸籍情報以外にも他のデータからDV等被害者に該当するか否か人による審査が必要等の理由から、オンライン請求を導入しても、自治体内部の効率化が図れないとの課題が示されている。デジタル化の推進に当たっては、申請者のインターフェイスだけでなく、自治体内部の業務も含め一連の業務をデジタル完結することが必要であるが、法務省としてどのような対応を行っているのか、具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑬】

論点 3－⑫について、自治体任せにするのでは、「デジタル社会の基盤となる制度を所管する省」としての取組が十分とは言えないと考えるが、法務省としての見解をお示し願いたい。

【論点 3－⑭】

法務省では、DV加害者からの請求への対応は、当該請求が戸籍法第 10 条 2 項の「不当な目的」に該当するか否かを自治体が個別判断すべきとしていると承知している。当然にして慎重かつ正確な判断が求められる性質の審査であると考え、一方でその審査には相応の事務負担が自治体に発生しているものと考えられる。他方で、埼玉県戸田市では、グラファー社と連携した上で、自治体内部における審査業務のデジタル化の実証実験を行っていることと承知している。総務省と連携の上で戸田市の取組に関する課題・効果を検証し、デジタル技術を用いて画一的に判断可能な審査項目・業務について、事務負担軽減のための取組みの横展開を図るべきと考えるが、法務省として

の見解をお示し願いたい。

【論点 3－⑮】

「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「キャッシュレス化の推進」が決定されているところ、郵送による請求の際には、手数料を定額小為替で納付するよう求める自治体も多数ある実態を踏まえると、自治体任せにするのでは、「デジタル社会の基盤となる制度を所管する省」としての取組が十分とは言えないと考えるが、法務省の見解及び今後の対応についてお示し願いたい。

【論点 3－⑯】

一部の自治体からは、請求総数のうち、士業による職務上請求が占める割合が高く、正当な理由であるか等の審査が必要で、本人請求を前提としたオンライン請求やコンビニ請求では対応できないとの課題が示されているが、士業団体等との協議状況も含め、法務省としての取組を具体的にご説明願いたい。

【論点 3－⑰】

平成 29 年 8 月の「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」において、平成 7 年度から平成 15 年度までの間、戸籍の電算化に必要な経費について、特別交付税による財政支援がされ、各市区町村がベンダー（8 社）から個別に戸籍情報システムを調達して順次電算化を進めた結果、電算化した自治体の数は、平成 7 年時点の 24 庁から平成 15 年には 1,497 庁へと拡大したことが示されている。一部の自治体からは、戸籍に限らずコンビニ請求を実施する際のサーバー設置費や、コンビニ等に支払う手数料が財政的に課題であるとの意見が示されているところ、総務省では一定の地財措置を講ずる等の取組を行っている。戸籍のオンライン請求及びコンビニ請求の拡大に向け、財政支援や複数の自治体による共同の取組の支援など法務省としての対応を検討すべきと考えるが、法務省の見解及び今後の対応についてお示し願いたい。

【回答 3－①】

平成 29（2017）年に実施した調査研究における結果、将来における戸籍証明書の取得方法に関するニーズとして、「インターネットでマイナン

バーカードの電子証明書を利用して取得」するニーズが12.9%、「最寄りのコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使ってマルチコピー機から取得」するニーズが11.1%あったところであるが、当局が構築する戸籍情報連携システムが稼動することにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、そもそも戸籍証明書を取得する場面が減少することとなり、全ての市区町村の住民がその恩恵を受けることができることとなる。

【回答3-②】

オンラインによる戸籍証明書の交付請求が可能な自治体は、本年7月1日現在、1896市区町村のうち、17市区町村（約0.8%）であり、本籍人口は約250万人で、全体の約2%となっている。

また、コンビニ交付の仕組みを使った戸籍証明書の交付請求が可能な自治体は、本年7月1日現在、1896市区町村のうち、693市区町村（約36.5%）である。

なお、コンビニ交付は、住民票の住所を置く市区町村と本籍を置く市区町村が同一である場合にのみ交付請求ができる場合と、これらが同一でなくても交付請求ができる場合とがあるが、戸籍には住所情報がないため、コンビニ交付を受けることができる正確な人口割合は不明であるものの、人口比で約55%前後であると推計される。

現状は、以上のとおりであるが、当局が構築する戸籍情報連携システムが稼動することにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、そもそも戸籍証明書を取得する場面が減少することとなり、コンビニ交付やオンライン申請により戸籍証明書を取得する場面が大幅に減少することになる見込みである。

【回答3-③から⑤まで】

市区町村において戸籍事務に従事する職員にヒアリングしたところ、オンライン請求については、コンビニ交付に比べ交付までに時間がかかることから、住民からのニーズが高くないこと、戸籍事務のためだけにオンライン請求を受け付ける環境を構築することに意義が見出せないこと、などが挙げられる。

また、コンビニ交付については、オンライン請求に比べ比較的普及が進んでいるところ、特に地方の小規模自治体については、本籍人が必ずしも住民

とは限らず、導入することが当該自治体の住民の利便性の向上に資するものとはいえないことから、予算措置の優先順位が低いことが挙げられる。

さらに、いずれの仕組みについても、地方公共団体の事務が多数ある中で、その仕組みの導入は戸籍証明書の交付請求の場面に限ったものではない。

もっとも、当局が構築する戸籍情報連携システムが稼動することにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、コンビニ交付やオンライン申請により戸籍証明書を取得する場面が大幅に減少することになる見込みである。

【回答 3-⑥】

オンライン請求やコンビニ交付による請求を実施する前提として、マイナンバーカードを使って行う必要があるところ、マイナンバーカードが完全に普及していないことも一因であると考えられる。

また、オンライン請求を導入している自治体において、現在、紙の証明書を郵送で返信する方式又は自治体の窓口で交付していることから、コンビニ交付と比較して交付までの時間がかかることが要因として挙げられる。

もっとも、当局が構築する戸籍情報連携システムが稼動することにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、コンビニ交付やオンライン申請により戸籍証明書を取得する場面が大幅に減少することになる見込みである。

【回答 3-⑦及び⑧】

市区町村職員から戸籍事務の現状を聴取するなどして情報収集に努めているところである。

【回答 3-⑨】

オンライン請求は、デジタル手続法の施行前から法制上可能であり、平成16年の戸籍法令の改正により、導入することが可能である。平成16年には標準仕様書を通達として発出し、これに関する解説記事も掲載しているほか、平成22年（東京都中野区の取扱いの認容事例）、令和2年（埼玉県志木市の取扱いの認容事例）にオンライン請求の認容事例を紹介する周知を実施も行った。さらに、デジタル手続法が成立したことを踏まえ、オンラインシステムを導入している市区町村の一覧を掲載し、制度の周知を図っているところである。

もっとも、当局が構築する戸籍情報連携システムが稼動することにより、戸籍の届出における戸籍証明書の提出や他の行政手続に添付する戸籍証明書の添付省略が図られることにより、コンビニ交付やオンライン申請により戸籍証明書を取得する場面が大幅に減少することになる見込みである。

【回答 3－⑩】

上記のとおり、今後とも新たな取組を市区町村に紹介し、共有する取組が重要であると考えており、この取組を積極的に進めてまいりたい。

【回答 3－⑪】

戸籍情報システムの仕様書については、例年、調査研究委託として実施される標準仕様研究会において改訂が実施されている。この研究会は、法務省職員や地方自治体職員、戸籍情報システム事業者から構成され、制度改正や技術の進歩等に合わせた仕様書の改訂について研究しており、定期的な意見交換が実施されているところである。

【回答 3－⑫及び⑬】

戸籍証明書の交付申請に当たっては、戸籍を特定する必要があり、戸籍の特定は、本籍及び筆頭者氏名を明らかにすることにより行うこととなるが、本籍及び筆頭者氏名が正しく特定されない場合には、交付すべき戸籍証明書が明らかにならないことから、申請内容を修正する必要がある。本籍及び筆頭者氏名以外の情報により個人情報を特定する方法としては、例えば、個人のマイナンバーにより特定する方法が考えられるが、マイナンバーと戸籍情報との紐付けについては、関係府省担当者も委員として参加した法制審議会戸籍法部会においても審議され、個人情報保護の観点から、直接紐付けをすべきではないとされたところである。そのため、現在、マイナンバーと戸籍情報は紐付いておらず（又は「マイナンバーカードには戸籍情報は登録されておらず」）、マイナンバーによっては戸籍が特定されないことから、申請する側で戸籍を特定する必要がある。

また、DV加害者やその代理人から、DV被害者等が記載された戸籍に係る戸籍証明書の交付請求がされた場合には、当該請求が不当な目的によるものであるか否かを審査する必要があるところであり、いずれも交付請求の適否の審査において必要な行為であると考えている。もっとも、DV被害者等が記載された戸籍に係る戸籍証明書の取扱いについては、DV被害者等から

の申出を受けて証明書が交付されないような仕組みを検討中である。

オンライン化は、申請者が行う手続に関するもののみならず、御指摘のとおり行政機関内部の手続に関してもオンライン化が必要となるものである。その行政機関内部の手続のオンライン化は、戸籍事務に関するもののみならず、自治体業務の全般に及ぶものであるため、関係府省及び自治体の取組が必要不可欠である。法務省も、行政手続のオンライン化のための措置に向けて取り組んでいるところである。

【回答 3－⑭】

埼玉県戸田市における「審査業務のデジタル化の実証実験」の内容については、有益な情報があれば、是非お聞かせいただきたいと考えており、管轄法務局とも連携し、審査業務の効率化に資する事務負担の軽減に向けた取組を進めてまいりたい。

【回答 3－⑮】

手数料の徴収に関する事項は、地方自治法に基づき条例によることとされているところであり、地方公共団体の事務は多数ある中で、決済方法の問題については、戸籍証明書の交付請求の場面に限ったものではないが、キャッシュレス決済の取組を進めている自治体の実例を紹介するなど、関係府省と連携して、利用者の利便性の向上に資する取組を進めてまいりたい。

【回答 3－⑯】

士業者が戸籍証明書を請求する場合には、個人情報保護の観点から、その職務上必要とされるかについて、正当な事由の有無について審査が必要となる。

当該請求については、利便性の向上を求める意見もある一方、本年8月にも、行政書士による不正請求が発覚するなど、不正請求事件も多く見られるところであり、市区町村からも、人権上の見地から、請求の事由を正確に記載するよう指導すべきとする意見もあるところであり、様々な意見を踏まえる必要があると考えている。

なお、オンラインによる士業者からの職務上請求を可能とする戸籍法施行規則の改正については検討し、その旨を内閣府に回答したところである。

【回答 3－⑰】

財政措置の可否については、関係府省と相談の上で対応してまいりたい。

論点4 行政手続における戸籍謄本等の添付省略等

【論点4-①】

「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」、「戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略」、「本籍地以外での戸籍謄抄本の発行」のそれぞれにつき、検討状況及び課題並びに実現に向けた今後のスケジュールについて、具体的にご説明願いたい。

【論点4-②】

「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」において、「戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約4,200万件（令和元年）が発行されており、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。」とあるが、速やかに添付省略が実現され、国民・行政双方のデジタル化・事務負担の軽減が図られる必要がある。上記取組みによって、500種類以上の手続について、いつまでに、どの程度の手続（種類数・件数ベース・内容）で添付省略が実現されるのか、ご説明願いたい。

【論点4-③】

平成29年8月の「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」において、「戸籍謄本等の交付請求をした目的」として「パスポートの申請のため：61.6%」、「婚姻届など戸籍の届出で提出するため：50.2%」、「年金や児童扶養手当などの社会保障給付金受給に関する手続で提出するため：27.0%」等のニーズが示されている。これら国民のニーズが高い手続については、速やかに添付省略が実現される必要がある。法務省としての取組を具体的にご説明願いたい。

【論点4-④】

デジタル化に当たっては、業務の在り方自体の見直しが不可欠である。戸籍副本データ管理システムの活用・発展させ、将来的には国が戸籍の届出、証明書の発行を含めた一元管理を行うことが、国全体としての行政サービスの向上・業務の効率化につながるとも考えられるが、法務省としての見解を

お示し願いたい。

【論点 4－⑤】

平成 29 年 8 月の「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」において、全国の市区町村における戸籍謄本等の利用目的別の比率は「相続関係手続」が 33.9%に上ることが示されており、相続時においては、民民間の手続きについても戸籍謄抄本の添付を求める手続が多数ある。国民負担の軽減の観点から、民民間手続における戸籍謄抄本の利用についても可能な限り定量的・具体的に手続の種類・内容を把握したうえで、情報連携による添付省略の取組について、検討を開始すべきと考える。法務省としての見解をお示し願いたい。なお、十分にデジタル化が進まない中で、本籍地以外での戸籍謄抄本の請求が可能にすれば、都市部の自治体等において他の自治体分の戸籍請求も増えることも想定されるところであり、こうした問題について、法務省としてどのようにどのように考えているか、併せてお示し願いたい。

【回答 4－①】

行政手続における戸籍謄本等の添付省略等については、法務省において新たに整備する戸籍情報連携システムによって戸籍情報の提供を可能とすることとなること、その検討状況等は以下のとおりである。

○「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」

以下の 2 通りの実現方式について、現在、設計・開発を行っている。

① マイナンバー制度に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍情報を提供する方式

改正戸籍法(令和元年法律第 17 号)附則第 1 条第 5 号による施行日(令和 6 年 3 月予定)の導入を目指して開発中である。

- ・ 開発・テスト：令和 4 年度まで
- ・ 情報提供用個人識別符号取得：令和 4 年度
- ・ 連携テスト：令和 5 年度
- ・ 運用開始：令和 6 年 3 月

② 電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)をオンラインで提供する方式

令和 6 年度中の導入を目指して設計中である。

- ・ 対象行政機関と調整の上、現在設計中
- ・ 運用開始：令和 6 年度以降

○「戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略」

改正戸籍法（令和元年法律第17号）附則第1条第5号による施行日（令和6年3月予定）の導入を目指して開発中である。

- ・ 開発・テスト：令和4年度まで
- ・ 連携テスト：令和5年度
- ・ 運用開始：令和6年3月

○「本籍地以外での戸籍謄本の発行」

改正戸籍法附則第1条第5号による施行日（令和6年3月予定）の導入を目指して開発中である。

- ・ 開発・テスト：令和4年度まで
- ・ 連携テスト：令和5年度
- ・ 運用開始：令和6年3月

【回答4-②】

IT室による「ワンスオンリー実現に必要な情報連携拡大等検討のための基礎調査」結果等を踏まえ、合計で600種類以上、少なくとも1,000万件以上の手続について、戸籍謄抄本の添付省略が実現される見込みであり、その詳細は以下のとおりである。

○「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」

① マイナンバー制度に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍情報を提供する方式

- ・ 約580手続，件数 約580万件
- ・ 令和6年度から順次開始

② 電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）をオンラインで提供する方式

- ・ 約30手続，件数 約345万件
- ・ 令和6年度中に開始

○「戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略」

- ・ 件数 約121万件
- ・ 令和6年3月から開始

【回答4-③】

戸籍情報連携システムを整備することで、国民のニーズが高いとされた以下の手続について、戸籍謄抄本の添付省略が実現される見込みである。

○「パスポートの申請のため：61.6%」

【論点4-①】の回答で示した「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」の②電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供する方式により、添付省略が実現される。

○「婚姻届など戸籍の届出で提出するため：50.2%」

【論点4-①】の回答で示した「戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略」により、添付省略が実現される。

○「年金や児童扶養手当などの社会保障給付金受給に関する手続で提出するため：27.0%」

【論点4-①】の回答で示した「行政手続における戸籍謄抄本の添付省略」①マイナンバーに基づき情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍情報を提供する方式により、添付省略が実現される。

【回答4-④】

業務の在り方の見直しが必要であることは認識しており、市区町村における窓口業務を維持しながら、住民に身近なサービスとして、国全体としての行政サービスの向上・業務の効率化につながる制度面及びシステム面の整備を検討してまいりたい。

【回答4-⑤】

（民間手続における戸籍謄抄本の利用について）

戸籍謄抄本については、利用目的別の比率の高い行政手続だけでなく、民間でも相続時においては添付を求める手続が多数あるものと承知している。

この点に関し、デジタル・ガバメント実行計画の「死亡・相続ワンストップサービス」においては、「内閣官房は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、法務省と検討を行う」とされており、引き続き内閣官房の検討に協力してまいりたい。

なお、【論点4-①】の回答で示した「本籍地以外での戸籍謄本の発行」により、本籍地以外の市区町村の窓口でも、自らや父母等の戸籍謄本の取得を可能とする広域交付の仕組みが導入されるため、国民の利便性向上に大きく資することとなると考える。

（「都市部の自治体等において他の自治体分の戸籍請求も増える」について）

御指摘のとおり、人口が集中する都市部の自治体等においては、他の自治体の戸籍謄本の請求が増えることも想定される場所ではあるが、国民の利便性向上のため、都市部の自治体等の理解を得つつ、所要の検討を進めてまいりたい。

5 戸籍の届出のオンライン化について

【論点 5－①】

平成 16 年から制度上可能となっているにもかかわらず、現在、導入している自治体は無いことについて、具体的な要因をどのように考えているか、ご説明願いたい。

【論点 5－②】

論点 5－①について、具体的な把握ができていないとすれば、「デジタル社会の基盤となる制度を所管する省」としての取組が十分とは言えないと考えるが、法務省としての見解をお示し願いたい。

【論点 5－③】

死亡時における国民の事務負担軽減の観点からは、死亡・相続ワンストップサービスの利便性向上等が必要である。「第 14 回デジタル・ガバメント分科会（令和 3 年 3 月 26 日）」において、死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、厚生労働省と共に検討を開始することが示されているが、具体的に何がいつまでにどのような工程を経て実現されるのか、課題は何か、ご説明願いたい。

【論点 5－④】

死亡届以外も、例えば出生届及び出生証明書のデジタル化や、離婚届と調停調書のデジタル化など、関係府省等と連携して、国主導でオンライン化・デジタル化の検討を進めることが、国民の利便性向上につながると考える。法務省としてデジタル化に向けた取組みに率先して取り組むことが必要と考えるが、法務省としての見解をお示し願いたい。

【回答 5－①及び②】

届出のオンラインシステムを導入しない理由について、証明書のオンラインシステムを導入する市区町村に聞いたところ、以下の課題があるとのことであった。

①オンライン届出と紙の届出が混在することとなり、処理が複雑となる。

②オンライン届出情報の他市区町村への送付や添付資料の確認など検討課題が多い

③戸籍のオンライン届出については、届出人や証人についても電子署名が必要であるなど、届出を行うまでのハードルが高く、現実的でない。

【回答5-③】

死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出をオンラインで完結する仕組みの構築に向けては、現在、デジタル庁及び厚生労働省とともに取り組んでいるところである。当省としては、市区町村長が死亡診断書の内容を確認することが可能な場合には、死亡の届書に死亡診断書の添付を省略することができる旨の戸籍法施行規則の改正を本年4月に実施したところである。

電子死亡診断書を市区町村に送付する運用の実施に当たっての主な課題としては、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）カード電子署名や医療関係データの送付の仕組みの普及などがあると承知している。現在、関係府省の間で、添付省略の取扱いの実証的運用について、本年度中に実施する方向で調整中である。

【回答5-④】

戸籍届書の添付書類の電子化は、手続をデジタルで完結させるために必要な課題であり、重要な取組であると認識している。今後とも引き続き、添付書類の電子化について関係府省等と取り組んでまいりたい。